

“自立活動”特集

今年度最後の研究部通信は、自立活動の特集です。細かい法令や、自立活動をどのように組み立てて行くのかについては、別紙「自立活動の基礎・基本」をご参照ください。

ここでは、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科と自立活動双方の指導内容の関連をいくつか紹介し、関連させて指導を進められるよう情報提供したいと思います。

★自立活動

- 児童生徒が自立を目指し、障害による困難を主体的に改善・克服するための指導領域
- 知的発達の遅れに伴った言語、運動、情緒、行動等の顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態に対応



★各教科

- 一般的な発達段階を踏まえ、内容を学年別、系統的・段階的に配列
- 知的障害の各教科は、知的発達の遅れや適応行動の困難に対応



教科：内容	自立活動
【小学部】 算数：形を見分ける (○、△、□の型はめ) 	4 環境の把握 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること→ 形の見分け 5 身体の動き (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること→ 手指の巧緻性
【小学部】 生活科：歯磨き 	4 環境の把握 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること→ 味覚 5 身体の動き (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること→ 手首のひねりや上下運動
【中学部】 保健体育：健康・安全に関する初歩的な事柄の理解	1 健康の保持 (5) 健康状態の維持・改善に関すること → 生活のリズムの安定 
【高等部】 国語：相手や目的、場に応じた適切な会話 	3 人間関係の形成 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること→ 相手の意図の読み取り 6 コミュニケーション (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること→ 適切な手段の選択

このように、私たちが各教科の指導を行う際、自立活動の内容が密接に関わっています。「授業の内容をノートに記入する時に、筆記が安定せず時間がかかる→自立活動で筆記についての指導を行い、ノート記入をスムーズに済ませ、考える時間を十分に確保する」というのもわかりやすい例かと思います。しかし、同じ目的でも、「板書をカメラで撮り活用する」は合理的配慮にあたります。

児童生徒それぞれの自立活動での課題や目標を授業者間で共通理解し、各教科等を含めた教育活動全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、協力して取り組んで行きましょう。

【参考：自立活動の指導の手引き（山口県教育委員会）】